

船舶事故等調査報告書

平成22年9月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010神第116号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年5月7日 11時30分ごろ	
発生場所	阪神港大阪第3区木津川河口付近 大阪府大阪市大阪南港沖防波堤灯台から真方位067° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 37.5′ 東経135° 27.7′)	
事故等調査の経過	平成22年6月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	砂利運搬船 ^{おくえい} 奥栄丸、486トン	
船舶番号、船舶所有者等	128749、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底中央部外板に凹損及び推進器翼に曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、碎石約800トン積載し、船首約2.4m、船尾約4.2mの喫水で、阪神港大阪第3区木津川河口付近を航行中、平成22年5月7日11時30分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西北西、風力 2 海象：潮汐 下げ潮の中央期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、阪神港大阪第3区木津川河口付近を航行中、浅所があることを承知していたが、通常よりも浅所に接近し過ぎた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、阪神港大阪第3区木津川河口付近を航行中、通常よりも浅所に接近し過ぎたため、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	